

労働法制の改悪反対

金さえ出せば 解雇は自由

「解雇は無効」と裁判所が判断しても、使用者が一定の解決金を払って労働者を職場から永遠に追い出すことができる「解雇の金銭解決制度」の導入が打ち出されています。03年の労働基準法改悪の際にも検討されましたが、多くの批判によって頓挫しました。使用者にとっては、裁判で敗れるかどうかを気にせず、気に入らない労働者を金で追放できるというものですが、労働者は、職場復帰の権利を奪われる最悪の制度です。

